

リスト収載されていない既製品装具の 基準価格の設定等について

目次

1. 議論の経過 … P. 2
2. リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定について … P.12
3. 既製品の治療用装具に係る実勢価格調査について … P.19

1. 議論の経過

治療用装具に係る既製品のリスト化について

現状と背景

- 治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について」(S36.7.24保発54号)において「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(H18.厚生労働省告示528号)別表1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとされている。
- この「購入基準」は、支給額を算定する場合の基準であって、支給対象装具の範囲までも示したものではない。
- 最終的には、保険者判断により支給することが可能となっているが、償還の対象となるかどうか判断が分かれるケースが散見される。
- 療養費支給の対象となる治療用装具は、オーダーメイドで製作されたものが基本であるが、疾病または負傷の治療遂行上必要な範囲のものであれば、既製品であっても保険者判断により療養費を支給することが可能となっている。
- 近年既製品に係る申請が増加しているが、「購入基準」はオーダーメイドを念頭に作られており、既製品に関する基準ではないことから、既製品に関しては、療養費の支給対象となるかどうか特に曖昧になっている。



- 療養費の支給に係る既製品の扱いについては、保険者の対応においても差があるとの指摘があり、一定の基準を満たす既製品をリスト化することで、支給決定の円滑化に資することが期待される。



療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化

リスト化に当たってのリスト化の対象及び基本的な考え方について

リスト化の対象

- 以下の条件をすべて満たす既製品をリスト化の対象とする。
 - ① 完成品であること
 - ② 疾病または負傷の治療遂行上必要なものであること
 - ③ オーダーメイドで製作した場合のものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるもの

基本的な考え方

- ① 対象品目の追加や見直しを随時行っていく予定
- ② リスト掲載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否に鑑みて、保険者において判断する。
- ③ リスト掲載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。
- * リスト掲載されていない製品であっても、療養費としての支給対象とすることが適当と認められたものについては、今後随時専門委員会に諮り、リスト掲載を行う予定。
- ④ リスト掲載された製品については、適正な基準価格の設定のため、どのような方法が考えられるか、今後検討。

①から③については、平成28年9月23日通知で明記

リスト化された既製品の治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号) ①

参考

部位による区分	機能による名称分類	型式(基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・輸入品の別	適応例(対象疾患・症状)	装具の機能・目的	基準価格(円)	備考
下肢装具	股装具	軟性	ヒッププロテクターⅡ	株式会社トクダオルソテック	製造品	変形性股関節症、大腿骨頭壊死による股関節の疼痛、脱臼	可動域制限が可能なダイヤルロック式股継手による股関節の良肢位の保持	44,230	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターACL(POゲルテックスACL)	日本シグマックス株式会社	製造品	(疾患)膝前十字靭帯損傷等(症状)脛骨前方引出現象、膝関節動揺、疼痛	(機能)膝関節側方動揺制限、脛骨前方引出の抑制(目的)膝の屈伸を妨げずに脛骨の前方引出を抑制する	14,730	
下肢装具	膝装具	軟性	膝装具軟性(KFLG)	I-Ming Sanitary Materials Co., Ltd	輸入品	膝関節靭帯損傷、変形性膝関節症等	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の前方・後方・側方動揺制限	14,140	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツPCL	株式会社仁徳商会	製造品	膝関節後十字靭帯損傷等	遊動継手付側方支柱及び矯正ストラップによる膝関節の側方動揺制限、脛骨後方引出の制限	16,480	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA3	アルケア株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝側副靭帯陳旧性損傷	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	8,800	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・クロスベルト	アルケア株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝側副靭帯陳旧性損傷、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制、大腿部の圧迫	8,800	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・MCL	アルケア株式会社	製造品	内・外側側副靭帯損傷による慢性的な膝関節側方動揺	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	14,730	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターMCL&LCL(POゲルテックスMCL&LCL)	日本シグマックス株式会社	製造品	内・外側側副靭帯損傷による慢性的な膝関節側方動揺	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	14,730	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターOAGX(POゲルテックスOAGX)	日本シグマックス株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝側副靭帯陳旧性損傷	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	14,400	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターOASX3(POゲルテックスOASX3)	日本シグマックス株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝側副靭帯陳旧性損傷	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	8,800	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターOAEX(POゲルテックスOAEX)	日本シグマックス株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝側副靭帯陳旧性損傷	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	9,000	

リスト化された既製品の治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号) ②

参考

下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターPCL (POゲルテックスPCL)	日本シグマックス 株式会社	製造品	膝関節後十字靭帯損傷による慢性的な膝関節前後動揺	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方・後方動揺抑制	14,730	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツMCL	株式会社仁徳商会	製造品	内・外側側副靭帯損傷による慢性的な膝関節側方動揺	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺抑制	16,480	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・ACL	アルケア株式会社	製造品	前十字靭帯損傷による慢性的な膝関節動揺、半月板損傷	遊動膝継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の良肢位の保持	14,730	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツACL	株式会社仁徳商会	製造品	前十字靭帯損傷による慢性的な膝関節動揺	遊動膝継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の良肢位保持	16,480	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA1	アルケア株式会社	製造品	(疾患)変形性膝関節症 等 (症状)膝関節の動揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の軽度側方動揺制限 (目的)膝関節の安定性を保つ	7,150	
下肢装具	膝装具	軟性	ガードマスターA3B	株式会社勉強堂	製造品	膝関節靭帯損傷、変形性膝関節症等	遊動継手付側方支柱及び保持ストラップによる膝関節の側方動揺制限	7,700	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・サポート	アルケア株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱による膝関節の側方動揺抑制	11,000	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターショート3 (POゲルテックスショート3)	日本シグマックス 株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱による膝関節の側方動揺抑制	10,200	
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターライトスポーツ3 (POゲルテックスライトスポーツ3)	日本シグマックス 株式会社	製造品	変形性膝関節症、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱による膝関節の側方動揺抑制	13,300	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツショート3	株式会社仁徳商会	製造品	変形性膝関節症、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱による膝関節の側方動揺抑制	10,700	
下肢装具	膝装具	軟性	(NS)P.O.スポーツライト3	株式会社仁徳商会	製造品	変形性膝関節症、膝蓋大腿関節症	遊動継手付側方支柱による膝関節の側方動揺抑制	14,400	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーブレース	アルケア株式会社	製造品	(疾患)膝関節外傷, 骨折, 靭帯損傷, 半月板等の障害 (症状)膝関節の動揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の動揺, 疼痛を防ぐ (目的)膝関節を伸展位に保持し, 安静を保つ	7,700	

リスト化された既製品の治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号) ③

参考

下肢装具	短下肢装具	硬性	オルトトップAFO	パシフィックサブライ株式会社	製造品	(疾患)腓骨神経麻痺、脳血管疾患等 (症状)下垂足	(機能)足関節中間位保持 (目的)足関節を中間位に保持し、歩行訓練を行う	21,760	
下肢装具	短下肢装具	硬性	アングルアジャスト・SP	アルケア株式会社	製造品	陈旧性足関節靭帯損傷、変形性足関節症	側方硬性支持部及び保持ストラップによる足関節の側方動揺、距骨の前方動揺制動	7,150	
下肢装具	短下肢装具	硬性	足関節サポーターFO (POエバーステップFO)	日本シグマックス株式会社	製造品	陈旧性足関節靭帯損傷、変形性足関節症	側方硬性支持部及び保持ストラップによる足関節の側方動揺、距骨の前方動揺制動	7,800	
下肢装具	短下肢装具	軟性	アングルサポート	アルケア株式会社	製造品	(疾患)足関節内・外側側副靭帯損傷、足関節捻挫 (症状)足関節の動揺、疼痛	(機能)足関節の側方動揺、距骨の前方動揺を防ぐ (目的)足関節の安定性を保つ、足関節内外反抑制	7,150	
下肢装具	短下肢装具	軟性	アングルフィット	アルケア株式会社	製造品	陈旧性足関節靭帯損傷、変形性足関節症	側方硬性支持部及び保持ストラップによる足関節の側方動揺、距骨の前方動揺制動	7,150	
体幹装具	頸椎装具	カラー あご受けのあるもの	フィラデルフィアカラー	オズール	輸入品	(対象)頸椎・頸髄損傷、頸椎捻挫等 (症状)疼痛、四肢の麻痺 等	(機能)頸椎の固定 (目的)頸椎を固定し安静位に保持する	7,400	
体幹装具	頸椎装具	カラー あご受けのあるもの	オルソカラー	株式会社有園製作所	製造品	頸椎症、頸椎ヘルニア、頸椎捻挫	前後のターンバックルによる頸椎の任意の角度(肢位)での固定	14,200	
体幹装具	胸椎装具 腰椎装具	金属枠	ジュエツトプレイバック	中村ブレイス株式会社	製造品	(疾患)脊椎圧迫骨折 等 (症状)疼痛、痺れ	(機能)体幹の前屈制限 (目的)骨折した椎体前方にかかる負荷を軽減	43,000	
上肢装具	肩装具	-	ショルダーブレースER	アルケア株式会社	製造品	(疾患)肩関節脱臼 (症状)疼痛、肩の運動制限	(機能)肩関節外旋位保持 (目的)肩関節の脱臼を整復	9,680	
上肢装具	肩装具	-	スリングショット3	Breg, Inc.	輸入品	(疾患)肩腱板断裂術後、上腕骨大結節術後 等 (症状)肩の疼痛、可動域制限	(機能)肩関節の外転位保持 (目的)術後の肩の安静位保持でメカニカルストレスを軽減	20,050	
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	5065N オモニューレクサプラス	オットーボック・ジャパン株式会社	輸入品	肩関節亜脱臼	肩甲帯支持部および上腕・前腕支持部による上肢の懸垂、肩関節・前腕部の良肢位保持	25,900	
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	エアーバッグス 950N	中村ブレイス株式会社	製造品	肩関節腱板損傷、肩関節部の骨折・脱臼、急性期の肩関節周囲炎	腋下のエアージャケットおよび体幹固定ベルトによる肩関節の外転位保持・固定	29,800	
上肢装具	肩装具	硬性 皮革	肩鎖関節固定帯	パシフィックサブライ株式会社	製造品	肩鎖関節脱臼、亜脱臼	前腕支持部に連結された矯正ベルトによる肩鎖関節固定、整復位保持	13,550	

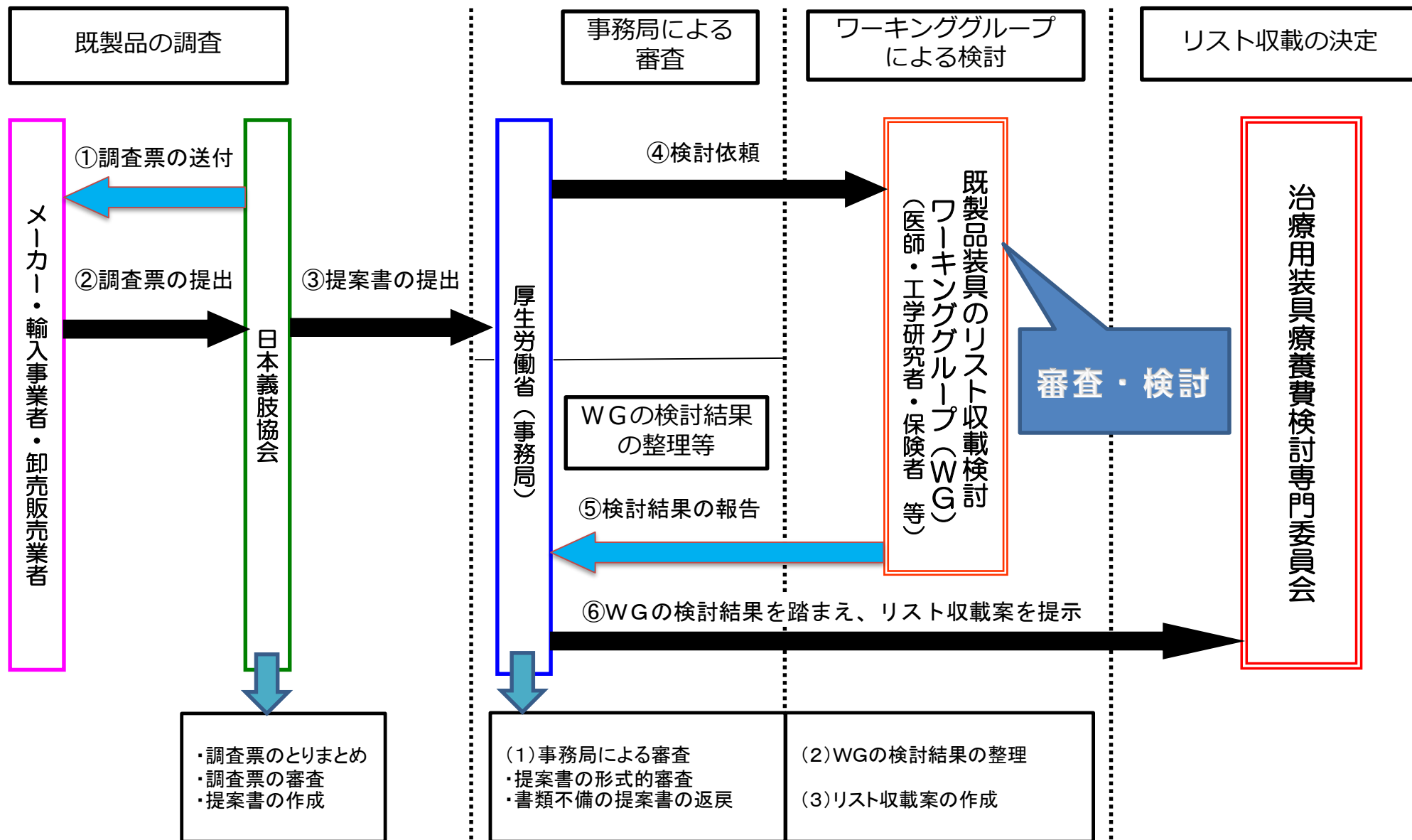
リスト化された既製品の治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号)④

参考

上肢装具	肩装具	硬性皮革	ウルTRASリングⅢ	DJO	輸入品	肩関節腱板損傷、肩関節部の骨折、脱臼	腰部の外転パッドおよび体幹固定ベルトによる肩関節屈曲・外転位に保持・固定	17,450	
上肢装具	肩装具	硬性皮革	ショルダーブレース・エアーフット	アルケア株式会社	製造品	肩関節腱板損傷、肩関節部の骨折、脱臼	腰部の外転パッドおよび体幹固定ベルトによる肩関節屈曲・外転位に保持・固定	20,050	
上肢装具	肘装具	軟性	肘関節用サポーター3	日本シグマックス株式会社	製造品	肘関節側副靭帯損傷、肘関節周囲骨折	遊動継手付き側方支柱による肘関節の側方動揺制限	11,540	
上肢装具	手関節背屈保持装具	-	手関節固定装具ショート(POリストサポート2)	日本シグマックス株式会社	製造品	(疾患)腱鞘炎、手根管症候群、橈骨遠位端骨折等 (症状)疼痛、痺れ	(機能)軽度な手関節の固定 (目的)手関節を安静位に保持すること	5,000	
上肢装具	手関節背屈保持装具	硬性皮革	リストケア・プロ	アルケア株式会社	製造品	TFCC損傷、手関節炎による動作時の疼痛	支持部による手関節尺屈制動に加え尺骨頭周囲を圧迫することによる患部の安静位保持	5,000	
上肢装具	短対立装具	-	サムフォーム	オットーボック・ジャパン株式会社	輸入品	拇指CM関節症、拇指陳旧性靭帯損傷	個々に合わせて成型加工する硬性支持部により拇指のCM関節固定、良肢位固定	5,600	
上肢装具	指装具	-	CMバンド (CMシリコン、CMシリコンハードを含む)	中村プレイス株式会社	製造品	(疾患)母指CM関節症 (症状)母指の疼痛	(機能)母指の運動制限、長母指外転筋腱の圧迫 (目的)母指の疼痛軽減	7,800	
上肢装具	指装具(指用逆ナックルベンダー)	-	マレットフィンガースプリント	株式会社松本義肢製作所	製造品	(疾患)腱性・骨性マレットフィンガー (症状)槌指変形	(機能)IP関節の伸展位保持 (目的)IP関節の槌指変形の防止	5,000	
上肢装具	指装具(指用ナックルベンダー)	-	オーバルエイト フィンガースプリント	3 Point Products	輸入品	スワンネック変形、ボタンホール変形、指節間関節の側方動揺、パネ指	指節間関節の良肢位保持、異常可動性の制動	5,600	
上肢装具	指装具(指用逆ナックルベンダー)	-	マレットフィンガースプリント	株式会社田沢製作所	製造品	腱性あるいは骨性槌指変形	DIP関節を過伸展位に保持し患部の治癒を促す	8,350	
上肢装具	指装具(指用逆ナックルベンダー)	-	カベナスプリント	株式会社松本義肢製作所	製造品	指屈筋腱等の軟部組織損傷等によるPIP関節屈曲拘縮	コイルスプリングにより持続的な矯正力を加えることによる屈曲位拘縮の改善	6,790	

※ 「部位による区分」、「機能による名称分類」及び「型式(基本構造)」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1(3)装具の表の「区分」、「名称」及び「基本構造」に準拠。「適応例」の欄は、その他の類症疾患を含む(なお、該当する疾患・症状であっても療養の給付で対応可能な場合は対象外)。

既製品のリスト化の流れ



「既製品装具のリスト掲載検討ワーキンググループ」における議論の経過

第1回WG（平成30年3月23日）・既製品装具のリスト掲載について検討 → リスト掲載することが適当と認められるもの：3件…①

第2回WG（平成30年9月5日）・既製品装具のリスト掲載について検討 → リスト掲載することが適当と認められるもの：23件…②

第3回WG（平成31年3月20日）・既製品装具のリスト掲載について検討 → リスト掲載することが適当と認められるもの：3件…③
・既製品装具の適正な基準価格の設定等について検討

第4回WG（令和元年8月16日）・既製品装具のリスト掲載について検討 → リスト掲載することが適当と認められるもの：0件
・既製品装具の適正な基準価格の設定等について検討

第4回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和元年9月6日）

- ・「WGにおいて、既製品装具のリスト化は基準価格を設定した上で行うべきとの意見があり、リスト化と基準価格の議論をあわせて行っている」旨を報告

第5回WG、第6回WG（令和3年9月15日、11月10日）

- ・既製品装具の基準価格の設定等(案)について検討

第5回 治療用装具療養費検討専門委員会（令和4年2月22日）

- ・「既製品装具の基準価格の設定(案)」及び当該基準価格の設定(案)に基づくリスト掲載されている製品(廃番となった2品目を除く47品目)について「既製品装具の基準価格(案)」を報告
- ・治療用装具の療養費に係る留意事項等通知(案)をWGで検討を行うことについて、専門委員会に諮る。

第7回WG（令和4年8月31日）

- ・リスト掲載されていない既製品装具の基準価格の設定(案)について検討
→ リスト掲載されていない既製品装具について、「既製品装具の基準価格の設定方法」に準じて、基準価格を設定することとし、関係通知を改正する事について、専門委員会に報告することが了承された。

※関係通知:「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について(平成28年9月23日保発0923第3号)」、及び「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について(平成30年2月9日保発0209第1号)」

- ・リスト掲載品目の検討(案)、既製品装具に係る実勢価格調査(案)について検討
→ 厚生労働省が基準価格を設定する際に使用する「仕入価格」の調査を実施するに当たって、次のことについて専門委員会へ報告することについて了承された。
 - ・厚生労働省が調査対象となる義肢装具メーカー等の名称、調査票送付のための連絡先等の情報を保有していないことから、日本義肢協会へ当該情報を求めるべく調査実施のための協力依頼をすること。
 - ・価格調査の実施時期について、新たにリスト掲載を検討予定の装具は後述する治療用装具に係る既製品のリスト化作業スケジュールを基本としつつ調査を行い、既にリスト掲載されている既製品装具は、療養費の改定年度に合わせて調査を行うことを基本とすること。
 - ・本年度、厚生労働省が初めて調査を行うにあたっては、新たにリスト掲載の検討予定の装具に加え、既にリスト掲載されている既製品装具についても合わせて調査を行うこと。

1. 開催の趣旨

- 平成28年8月30日に開催された第2回治療用装具療養費検討専門委員会において、委員から治療用装具に係る既製品のリスト化作業に当たっては、別の専門的な組織で審査を行うべきではないかとの趣旨の意見があった。
- このため、治療用装具に係る既製品のリスト化作業に当たり、既製品の装具について、より専門的な立場から、具体的かつ技術的な検討を効果的に進めるため、「既製品装具のリスト収載等検討ワーキンググループ」を開催し、審査を行う。
- また、治療用装具療養費のさらなる適正化を図るため、留意事項等通知の案をはじめ、治療用装具療養費に関する事項について技術的な検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 既製品の装具についてのリスト収載の検討
- (2) 既製品の治療用装具についての適正な基準価格の設定のための調査
- (3) その他、治療用装具療養費に関する技術的な検討

3. ワーキンググループの位置付け

- 厚生労働省保険局長が主催するワーキンググループ（治療用装具療養費検討専門委員会とは独立した組織であるが、ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、専門委員会がリスト収載や治療用装具療養費に関する事項を決定。庶務は、保険局医療課が行う。）

4. 構成員

- (1) ワーキンググループの構成員は、以下のとおり。
 - ・ 装具療法に関して知見を有する医師(1名)
 - ・ 装具を専門とする工学研究者(2名)
 - ・ 治療用装具療養費の支給事務に携わっている者(2名)
- (2) ワーキンググループの構成員は、厚生労働省保険局長が委嘱する者とし、座長は構成員の中から厚生労働省保険局長が指名する。
- (3) 構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

5. その他

- 率直な意見の交換を確保する必要があること等の観点から、会議は原則非公開とする。

2. リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定 について

リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定(案)①

- 既製品リストに収載された治療用装具について、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日保発0923第3号)を令和4年3月17日に改正し、以下の設定方法により、基準価格を設定した。

＜既製品装具の基準価格の設定方法＞ (令和4年2月22日 治療用装具療養費検討専門委員会資料から抜粋)

1. 基準価格

- 基準価格については、「A:オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格(※1)の0.52倍の額(技術料)と仕入価格(※2)の1.3倍の額(製品価格)を合算した額」と「B:仕入価格(※2)の2倍の額」を比較し、低い額(ただし、下限を5,000円とする)を基準価格(上限)とする。

なお、基準価格は、10円単位で丸めることとする(四捨五入)。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した平均仕入価格(ただし、今回は、令和2年10月の日本義肢協会の調査を活用)

2. 消費税相当分の取扱い

- 義肢装具士が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、オーダーメイドで製作される治療用装具と同様に、療養費として支給する額については、基準価格の100分の106に相当する額(円未満切り捨て)を基準として算定することとする。

- 上記通知において「リスト収載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する」とされているところであるが、保険者側、義肢装具士側の双方から、「取扱いに差異が生じるため、リスト収載されていない既製品装具についても、「既製品装具の基準価格の設定方法」に準じて、基準価格を設定した方がよい」という旨の指摘がある。

- リスト収載されていない既製品装具について、「既製品装具の基準価格の設定方法」に準じて、基準価格を設定することとし、次ページのとおり、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日保発0923第3号)を改正することとしてはどうか。

- また、保険者の審査に資するため、事業者が発行し療養費の支給申請書に添付する領収書について、リスト収載されていない既製品装具の場合は、現行の記載事項「(1)料金明細、(2)オーダーメイド又は既製品の別、(3)治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名」のほか、上記のA算定式に準じて算出したか、B算定式に準じて算出したか、下限額としたかを記載事項とし、次々ページのとおり、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日保発0209第1号)を改正することとしてはどうか。

リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定(案) ②

○「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日保発0923第3号)(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 リスト収載された製品は、次の要件を全て満たす、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品であること。</p> <p>(1) 完成品であること。</p> <p>(2) 疾病又は負傷の治療遂行上必要なものであること。</p> <p>(3) オーダーメイドで制作した場合のものと同様もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるものであること。</p>	<p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>3のリスト収載されていない製品に対して保険者が行う療養費としての支給の可否の判断に資するものとして、リスト化の対象とする基準を示す。</p> </div>
<p>2 リスト収載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p>	<p>1 リスト収載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p>
<p>3 リスト収載されていない製品は、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</p>	<p>2 リスト収載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</p>
<p>4 <u>既製品の治療用装具について、療養費として支給する額は、次の方法により算出された額を基準価格(上限)とし、当該基準価格(上限)の100分の106に相当する額(円未満切り捨て)を基準として算定する。</u> (既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法)</p> <p>基準価格は、「A算定式:オーダーメイドで制作された場合における採寸・採型の基本価格(※1)の0.52倍の額(技術料)と仕入価格(※2)の1.3倍の額(製品価格)を合算した額」と「B算定式:仕入価格(※2)の2倍の額」を比較し、低い額(ただし、下限額を5,000円とする。(※3))とする。</p> <p>また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」</p> <p>※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。</p> <p>リスト収載されていない製品の場合は、当該製品の仕入価格(税抜)を用いること。</p> <p>※3 リスト収載されていない製品で、仕入価格(税抜)が1,500円未満の場合は、「(ただし、下限額を5,000円とする。)」は適用しないこと。</p>	<p>3 <u>リスト収載された製品について、療養費として支給する額については、別紙の基準価格(上限)の100分の106に相当する額を基準として算定する。</u></p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>リスト収載された製品、収載されていない製品の別に関わらず、既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法を統一する。</p> <p>ただし、※2の仕入価格について、リスト収載されていない既製品は、調査による仕入価格がないため、当該製品の仕入価格を用いて基準価格を算出(このとき、仕入価格(税抜)が1,500円未満の場合は、下限額5,000円は適用しない。(※3))したうえで、100分の106に相当する額を基準として算定する。</p> </div>

※ 令和4年 月 日(通知発出日の翌月1日)から適用

リスト収載されていない既製品装具の基準価格の設定(案) ③

○「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日保発0209第1号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について 事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。</p> <p>(1) 料金明細(内訳別に機能による名称区分、メーカー名、製品名等、<u>価格を記載</u>)</p> <p>(2) オーダーメイド又既製品の別</p> <p>(3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名</p> <p>(4) <u>リスト収載されていない既製品の場合は、領収書の欄外(備考欄)又は下部の余白等に「リスト外」と記載し、加えて、基準価格の算出方法による基準価格(上限)等(「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額又は「下限額」)を記載する。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について 事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。</p> <p>(1) 料金明細(内訳別に<u>名称、採型区分・種類等、価格を記載</u>)</p> <p>(2) <u>オーダーメイド又既製品の別(既製品の場合、製品名を含む。)</u></p> <p>(3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名 (新設)</p> <p>4 (略)</p>

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書について、
 (1)により、実態に合わせた表現となるように修正するとともに、
 (2)について、(1)の記載で不要となる内容を削除し、
 リスト収載されていない既製品装具の場合は、
 (4)により、必要となる記載内容を周知する。

※ 令和4年 月 日(通知発出日の翌月1日)から適用

既製品装具に係る領収書の例 (リスト収載品)

参考

リスト収載品・例

領 収 書

様

¥7,579

令和 年 月 日

株式会社 ○○○○

代表取締役：○○ ○○

〒 住所 東京都○○○○○○○-○-○

TEL:03(XXXX)XXXX

FAX:03(XXXX)XXXX

担当義肢装具士 ○○ ○○

オーダーメイド・既製品の別

品 目	名称・採型・型式	材料部品	数量	単価	金額
短下肢装具	アルケア		1	7,150	7,150
	アングルサポート				
修理価格					
その他の加算要素					
			小計		7,150
			6%額		429
			合計		7,579

リスト収載品(手書き)・例

No. A 1000001

領 収 証

年 月 日

様

金額

拾	千	百	拾	円
	7	5	7	9

也

オーダーメイド

既製品

印 紙

但し 短下肢装具 アルケア アングルサポート

山計 7,150

6% 429

合計 7,579

上記金額正に領収致しました

担当 ○○ ○○ 義肢装具士

身体障害者福祉法 義手・義足 車 い す
指定義肢製作工場 補 装 具 松 葉 杖
脊椎コルセット 各種ステッキ

株式会社 ○○○○

代表取締役： ○○ ○○

〒 住所 東京都○○○○○○○-○-○

TEL:03(XXXX)XXXX

FAX:03(XXXX)XXXX

既製品器具に係る領収書の例 (リスト収載以外の品)

参考

リスト収載以外の品・例

領 収 書

様

¥15,126

令和 年 月 日

株式会社 ○○○○

代表取締役：○○ ○○

〒 - 住所 東京都○○○○○○-○-○

TEL:03(XXXX)XXXX

FAX:03(XXXX)XXXX

担当義肢装具士 ○○ ○○

オーダーメイド・既製品

品 目	名称・採型・型式	材料部品	数量	単価	金額
膝装具	中村ブレイス		1	14,270	14,270
	ラックニーリガ 811N				
修理価格					
その他の加算要素					
	小計				14,270
	6%額				856
	合計				15,126

(備 考) リスト外 A 14,270 (採寸 A-4)、B 15,800 の低い金額を適用

リスト収載以外の品(手書き)・例

No. A 1000001

領 収 証

年 月 日

様

金額 円 15,126

但し 膝装具 中村ブレイス ラックニーリガ 811N

山計 14,270
6% 856
合計 15,126

(備考) リスト外 A 14,270 (採寸 A-4)、B 15,800 の低い金額を適用。

上記金額正に領収致しました

株式会社 ○○○○
代表取締役：○○ ○○
〒 - 住所 東京都○○○○○○-○-○
TEL:03(XXXX)XXXX
FAX:03(XXXX)XXXX

担当 ○○ ○○ 義肢装具士

身体障害者福祉法 義手・義足 車 い す
指定義肢製作工場 補 装 具 松 葉 杖
脊椎コルセット 各種ステッキ

〈「既製品装具の基準価格の設定方法」の考え方〉（令和4年2月22日 治療用装具療養費検討専門委員会資料から抜粋）

- ① 「A: オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額(技術料)と仕入価格の1.3倍の額(製品価格)を合算した額」と「B: 仕入価格の2倍の額」を比較し、低い額を基準価格とする考え方
 - ・ Aの価格は、オーダーメイド装具を製作する場合の装具の価格構成を既製品装具に置き換え、「技術料」と「製品価格」を算定したもの。製品によって仕入価格に比べて過大な基準価格にならないよう、「B: 仕入価格の2倍の額」の上限を設定。
- ② 「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額」とする考え方
 - ・ 「オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額」は、既製品装具における義肢装具士の「技術料」を反映したもの。
 - ・ オーダーメイド装具における採寸の工程は、①患肢及び患部の観察、②採寸及び投影図の作成、③組立て、④仮合せ、⑤外装、仕上げ、⑥適合検査が含まれているが、既製品装具の場合は、③組立ての工程は要さず、また、②採寸及び投影図の作成、④仮合せ、⑤仕上げの工程は、オーダーメイドの半分の時間を要するものと仮定。これを基に、「補装具の種目・構造・工作法等に関する体系的研究」(昭和54年3月、厚生省厚生科学研究(特別研究事業)、主任研究者 国立身体障害センター補装具研究所長 飯田卯之吉)における基本工作法の作業時間に当てはめると、既製品装具の「技術料」は、オーダーメイド装具の基本価格(採寸)の52%相当となる(なお、基本価格の改定は3年に一度、補装具の価格改定において行われる)。
- ③ 「仕入価格の1.3倍の額」とする考え方
 - ・ 既製品装具の製品価格は、①製品仕入価格、②管理販売経費、③利益から構成される(既製品装具の製品価格=製品仕入価格×管理販売経費×利益)。
 - ・ 管理販売経費が23%(国立障害者リハビリテーションセンター研究所の全国調査(平成29年度実施))、利益7.8%(特定保険医療材料の利益率と同値)と仮定して、製品仕入価格の1.3倍($1.23 \times 1.078 = 1.326 \div 1.3$)と設定。
- ④ 「仕入価格の2倍の額」を上限とする考え方
 - ・ 「仕入価格の2倍の額」の上限は、仕入価格に比べて過大な基準価格とならないようにするために設定。
 - ・ 既製品装具の業種は、一般に小売業の「他に分類されないその他の小売業」に分類されてるが、日本政策金融公庫「小企業の経営指標調査(令和元年度)」において、「他に分類されないその他の小売業」の指標は存在しないが、類似業として「時計・眼鏡・光学機械小売業」の売上高総利益率は53.5%、「織物・衣服・身の回り品小売業」の売上高総利益率は45.2%、「医療用品製造業」の売上高総利益率は58.2%、「装身具・装飾品製造業(貴金属・宝飾製品を除く)」の売上高総利益率は52.8%で、それぞれの売上高総利益率は50%前後であり、「仕入価格の2倍の額」と設定。
- ⑤ 「下限を5,000円」とする考え方
 - ・ 仕入価格の低い製品では、単純に「A: オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額(技術料)と仕入価格の1.3倍の額(製品価格)を合算した額」と「B: 仕入価格の2倍の額」を比較して低い額とした場合には非常に低額になることがあるため、義肢装具士の手間(医療機関への装具運搬等)を考慮し、5,000円という下限額を設定。

3. 既製品の治療用装具に係る実勢価格調査について

既製品の治療用装具に係る実勢価格調査について(案)

- 既製品リストに掲載された治療用装具について、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日保発0923第3号)を令和4年3月17日に改正し、以下の設定方法により、基準価格を設定した。

＜既製品装具の基準価格の設定方法＞ (令和4年2月22日 治療用装具療養費検討専門委員会資料から抜粋)

1. 基準価格

- 基準価格については、「A:オーダーメイドで制作された場合における採寸・採型の基本価格(※1)の0.52倍の額(技術料)と仕入価格(※2)の1.3倍の額(製品価格)を合算した額」と「B:仕入価格(※2)の2倍の額」を比較し、低い額(ただし、下限を5,000円とする)を基準価格(上限)とする。

なお、基準価格は、10円単位で丸めることとする(四捨五入)。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した平均仕入価格(ただし、今回は、令和2年10月の日本義肢協会の調査を活用)

2. 消費税相当分の取扱い

- 義肢装具士が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、オーダーメイドで制作される治療用装具と同様に、療養費として支給する額については、基準価格の100分の106に相当する額(円未満切り捨て)を基準として算定することとする。

- 厚生労働省が上記通知による、基準価格を設定する際に使用する「仕入価格」の調査を実施するに当たっては、調査対象となる、既製品の治療用装具に係る義肢装具メーカー等の名称、調査票送付のための連絡先等の情報を保有していないことから、日本義肢協会へ調査実施のための協力依頼をすることとしてはどうか。

- 調査開始となる本年度以降の価格調査について、新たにリスト掲載の検討が必要とする予定の装具は、治療用装具に係る既製品のリスト化作業スケジュールを基本としつつ、価格調査を行うこととしてはどうか。

- 既にリスト掲載されている既製品装具の価格調査については、療養費の改定年度に合わせて調査を行い、その調査結果を踏まえて基準価格の見直しを検討する事を基本としてはどうか。

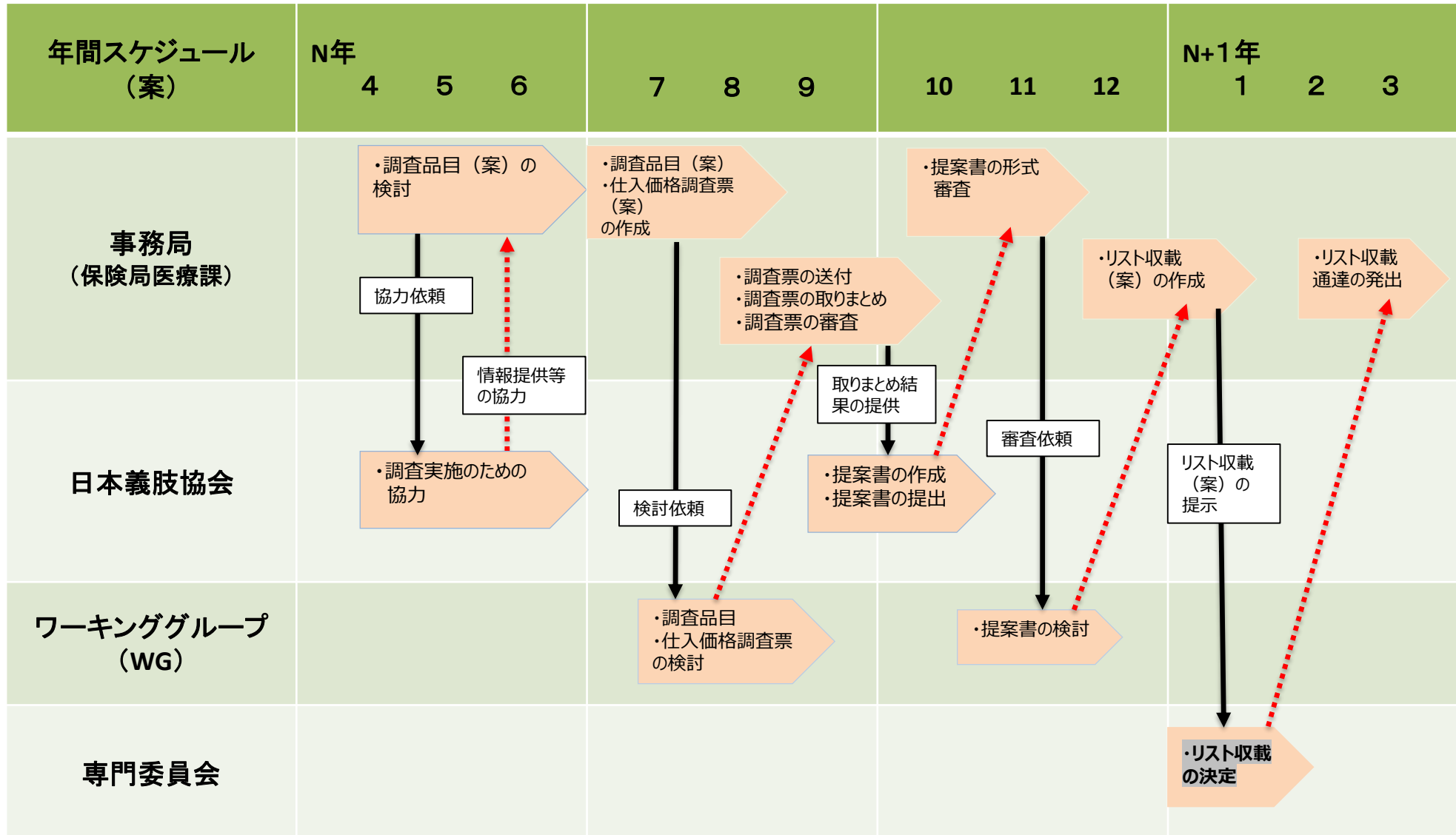
※基準価格は、治療用装具療養費検討専門委員会で審議のうえ、決定する。

※療養費の改定年度に合わせる場合(2年に1回/現在、R4年度改定が直近)、

令和4年度調査⇒令和5年度リスト反映、令和5年度調査⇒令和6年度リスト反映、令和7年度調査⇒令和8年度リスト反映

※本年度の調査においては、新たにリスト掲載品目の検討を予定する装具に加え、既にリスト掲載されている装具についても合わせて調査を行うこととする。

治療用装具に係る既製品のリスト化について（作業スケジュール・案）



リスト収載品目の検討(案)

- 令和4年3月17日に「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成28年9月23日保発0923第3号)を改正し、現在、47品目をリスト収載。
- 義肢装具士が関与し比較的多く使用されている別紙の21品目については、今後のワーキンググループで議論するための提案書の作成、実勢価格調査の対象として準備を進めることとしてはどうか。

(令和3年12月時点 日本義肢協会把握数値)

	リスト収載済み	追加(案)	未収載	全体
品目数	47	21	287	355
割合(%)	13.2%	5.9%	80.8%	100%
治療用装具全体での販売個数(個)	269,627	90,765	261,388	621,780
割合(%)	43.4%	14.6%	42.0%	100%

↓
・価格調査等の対象

↓
・次回WGに向けた提案書(案)の作成
・価格調査等の対象

※これまでの既製品装具のリスト収載検討ワーキンググループに提案された品目で、検討の結果、「継続審議」や「見送り」等によりリスト収載されなかった品目は35品目あり、そのうち、今回の「追加(案)」に6品目、「未収載」に29品目が含まれている。

既製品の治療用装具に係るリスト収載提案品目一覧

整理番号	部位による区分	機能による名称分類	型式(基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・輸入品の別	推薦理由	備考
1	下肢装具	股装具	C軟性	股関節装具SU	日本シグマックス(株)	製造品	47品目ヒッププロテクターⅡの類似品	基本価格採型適用
2	下肢装具	膝装具	D軟性	膝サポーターパテラ	日本シグマックス(株)	製造品	膝蓋骨亜脱臼の治療に多数使用	
3	下肢装具	膝装具	D軟性	ラックニー	中村ブレイス(株)	製造品	47品目(NS)P.O.スポーツライト3の類似品	
4	下肢装具	膝装具	D軟性	膝装具軟性KFST2	(株)シラックジャパン	輸入品	47品目(NS)P.O.スポーツライト3の類似品	
5	下肢装具	短下肢装具	G軟性	アングルアジャストST	アルケア(株)	製造品	47品目アングルサポートの類似品	
6	下肢装具	短下肢装具	G軟性	足関節サポーター6	日本シグマックス(株)	製造品	47品目足関節サポーターFOの類似品	
7	下肢装具	短下肢装具	F2硬性	UDフレックスAFO	アドバンフィット(株)	製造品	47品目オルトップAFOの類似品	基本価格採型適用
8	下肢装具	短下肢装具	F2硬性	オルトップAFO LH	パシフィックサブライ(株)	製造品	47品目オルトップAFOのラインナップ	基本価格採型適用
9	下肢装具	短下肢装具	F2硬性	オルトップAFO LHプラス	パシフィックサブライ(株)	製造品	47品目オルトップAFOのラインナップ	基本価格採型適用
10	体幹装具	頸椎装具	B硬性	アドフィットUDカラー	アドバンフィット(株)	製造品	47品目オルソカラーの同機能品	
11	体幹装具	頸椎装具	B硬性	ビスタアジャスタブルTXカラー	Aspen Medical Products 代理店(株)リハビテック	輸入品	47品目オルソカラーの同機能品	
12	体幹装具	頸椎装具 胸椎装具	B硬性	アドフィットUDブレイス	アドバンフィット(株)	製造品	頸椎・胸椎部の固定に多数使用	基本価格採型適用
13	体幹装具	胸椎装具 腰椎装具	A金属枠	ADジュエットブレイス	アドバンフィット(株)	製造品	47品目ジュエットプレイバックの同機能品	基本価格採型適用
14	体幹装具	胸椎装具 腰椎装具	A金属枠	TGジュエット	(株)高崎義肢	製造品	47品目ジュエットプレイバックの同機能品	基本価格採型適用
15	上肢装具	手関節背屈保持装具	D硬性	コックアップリストDP2	(株)シラックジャパン	輸入品	47品目手関節固定装具ショートの類似品	
16	上肢装具	手関節背屈保持装具	D硬性	コックアップリストDP3	(株)シラックジャパン	輸入品	47品目手関節固定装具ショートの類似品	
17	上肢装具	手関節背屈保持装具	D硬性	手関節固定装具ロング	日本シグマックス(株)	製造品	47品目手関節固定装具ショートのラインナップ	
18	上肢装具	長対立装具	—	母指手関節固定装具	日本シグマックス(株)	製造品	母指・手関節固定に多数使用	
19	上肢装具	指装具	—	CMシリコーン	中村ブレイス(株)	製造品	47品目CMバンドのラインナップ	
20	上肢装具	指装具	—	CMシリコーンハード	中村ブレイス(株)	製造品	47品目CMバンドのラインナップ	
21	上肢装具	肩装具	B硬性 2皮革	ウルTRASリングⅢAB	DJO 代理店 日本シグマックス(株)	輸入品	47品目ウルTRASリングⅢのラインナップ	

※備考欄の「基本価格採型適用」は、「補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ基本価格」について採型区分の価格を使用するもの。

事務連絡
令和4年〇月〇日

一般社団法人日本義肢協会 御中

厚生労働省保険局医療課

既製品の治療用装具に係る販売価格等調査の実施について

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既製品の治療用装具に対する療養費の支給に当たっては、装具そのものの妥当性を含め、個別に保険者において支給の可否を判断していますが、保険者による当該療養費の支給決定の円滑化に資するため、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について(平成28年9月23日保発0923第3号)」により、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化し、周知がされているところです。

今般、社会保障審議会医療保険部会の下に設置されている治療用装具療養費専門委員会におけるリスト化の検討を進めるため、既製品の治療用装具のメーカー等に対し販売価格等の調査を実施することとしたので、ご連絡いたします。なお、調査を実施する既製品の治療用装具に係るメーカー等は、別紙のとおりになりますので、本調査にご回答いただけますよう、調査対象のメーカー等に対し、本事務連絡により調査実施を周知する等のご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

また、当課で本調査結果を取りまとめ後、別途、貴協会へ本調査結果の提供に併せて、当該調査結果に基づくリスト収載提案書の作成を依頼する予定としておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当：厚生労働省保険局医療課
電話：03-5253-1111 内線 3508、3275
FAX：03-3508-2746
メール：ryouyouhi@mhlw.go.jp

事務連絡
令和4年〇月〇日

〇〇製作所 御中

厚生労働省保険局医療課

既製品の治療用器具に係る販売価格等調査へのご協力のお願い

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既製品の治療用器具に対する療養費の支給に当たっては、器具そのものの妥当性を含め、個別に保険者において支給の可否を判断していますが、保険者による当該療養費の支給決定の円滑化に資するため、「療養費の支給対象となる既製品の治療用器具について（平成28年9月23日保発0923第3号）」により、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化し、周知がされているところです。

当該既製品のリスト化については、社会保障審議会医療保険部会の下に設置されている治療用器具療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、義肢装具士や保険者等に委員として参加していただき、その決定に基づき行われています。

今般、専門委員会においてリスト掲載の検討を進めるにあたり、貴社で取扱いしている既製品の治療用器具の販売価格等について、調査を実施することといたしました。

ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、別紙「調査票」による回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 回答方法等

(1) 別紙「調査票」に貴社取扱いの既製品治療用器具を記載しておりますので

貴社の義肢装具製作者に対する「販売価格帯（最低価格及び最高価格）※税抜き」及び「販売価格（最多販売価格）※税抜き」、「販売数量（年間実績）」、「医療機関へ納入の有無」について、ご回答願います。
なお、記載にあたっては、次の事項にご留意願います。

ア 販売価格帯（最低価格～最高価格）※税抜き
令和3年10月から令和4年9月における貴社から義肢装具製作会社に対する販売価格のうち、最低価格及び最高価格を税抜きで記載してください。

イ 販売価格（最多販売価格）※税抜き
令和4年9月における貴社から義肢装具製作会社に対する販売価格のうち、最多価格帯を税抜きで記載してください。

ウ 販売数量（年間実績）
令和3年10月から令和4年9月における貴社から義肢装具製作会社に対する販売数量を記載してください。

エ 現在、販売を行っている製品の場合
現在、販売を行っていない製品の場合、「販売数量（月間実績）」欄に「販売中止」と記載してください。

オ 医療機関へ納入の有無
取扱いの既製品治療用装具について、医療機関へ納入実績がある場合は「有」、納入実績がない場合は「無」を記入してください。

(2) 別紙「調査票」については、令和4年〇月〇日（〇）までにメール又はFAXにて、当課宛にご提出願います。

なお、メールでご提出いただける場合には、当課より別紙「調査票」の電子媒体をメール送付しますので、下記メールアドレスまでご連絡願います。

2 その他

(1) 本調査に関しご不明な点等がある際は、下記担当までご連絡願います。

(2) ご提出いただきました「調査票」の回答内容は、専門委員会におけるリスク化の検討を進めるための重要な基礎資料として活用されるものであり、それ以外の目的では使用しません。

なお、当該検討を進める基礎資料として整理するため、回答内容を一般社団法人日本義肢協会に提供することとしていますので、ご了承願います。

※一般社団法人日本義肢協会から貴社に対し、当該回答内容について照会があった際は、ご協力いただきますようお願いいたします。

(3) 本調査にご回答いただいた既製品が必ずリスト収載されるものではありません。ご了承ください。

担当：厚生労働省保険局医療課
電話：03-5253-1111 内線 3508、3275
FAX：03-3508-2746
メール：ryouyouhi@mhlw.go.jp

別紙「調査票」

●●製作所

番号	部位による 区分	機能による 名称分類	型式 (基本構造)	製品名	製造品・輸入品 の別	販売価格帯 (※税抜き)		販売価格 (※税抜き)	販売数量 (年間実績)	医療機関へ 納入の有無 (有・無)
						最低価格 (円)	～ 最高価格 (円)	最多販売価格 (円)		
【例】	下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーター●●	製造品	10,000	～ 12,000	10,000	5,000	有
1							～			
2							～			
3							～			
4							～			
5							～			
6							～			
7							～			
8							～			
9							～			
10							～			